資料４－２

一般社団法人日本環境保全協会

「第３回浄化槽法施行状況点検検討会・環境省ヒアリング」について

◇と　　き　　令和６年５月 16 日（木）午後２時～午後４時 30 分

◇ヒアリング　一般社団法人日本環境保全協会　代表発言者
会 長　　山条　忠文(さんじょう ただふみ)

◇メモ要点

資料の議論について、山条忠文代表より申し述べさせていただきます。

＜発言メモ・要点＞

まず現場、現状情報を熟知しているものは、私共業界団体であります。

① 特定浄化槽判定に、現在の法定検査員を活用する。
判定出来る有資格者として、御省、日本環境整備教育センター・教育機関とご協議の上、講習会の設置。

② 人口減少、高齢化が進んでいるため、合併処理浄化槽への転換促進のため、補助金制度の予算化推進。

③ 「保守点検、清掃、法定検査」の進捗のため、小規模企業も加盟させ、４社以上で組合を設立し、保守点検、清掃の徹底と協力体制の構築。
（香川県三豊市の例）１５年前に設立後の組合方式が順調。

以上